

日本女性作曲家連盟 規約

第1章 総則

- 1、本会は、1981年 設立より、名称を「日本女性作曲家連盟」(The *Federation of Woman Composers in Japan*) とする。
- 2、本会は、以下の活動を行なう。
 - i) 女性作曲家の交流と協力
 - ii) 女性作曲家の作品の発表と紹介
 - iii) 作品発表を通じた全国的な地域音楽活動
 - iv) 機関誌の発行
 - v) 他分野の女性達との文化交流
 - vi) 海外の音楽家との国際交流
- 3、本会は、上記活動の為に本部（代表所在地）、事務局、会計、支部 を設置する。

第2章 委員会

- 4、本会には、以下の委員で構成される委員会を設ける。
 - 代表（1名）、●副代表（1名）、●事務局（1名）、●会計（1名）●各支部長（1名）
- 5、委員は、複数の役を兼任しない。（会員数不足の場合はこの限りではない。）
- 6、会計は、支部の会計業務を行わない。（会員数不足の場合はこの限りではない。）
- 7 本会には、会計監査（3名---連盟外／1名、連盟内／2名）を置く。
- 8、選 出：代表、副代表、事務局、会計 は、全会員の投票により選出。
支部長は各支部内にて選出。
- 9、委員任期：代表、副代表、事務局、会計／各5年
会計監査／（連盟外監査）原則5年、（連盟内監査）2年
各支部長／原則として4年（支部内協議での継続再任を認める。）
- 10、補佐及び留任：代表は任期終了の翌年は新代表を補佐する。
会計は任期終了の翌年は、監査として留任する。
- 11、辞 任：任期途中での委員辞任は、委員会の承認を得た場合のみ認める。
- 12、委員会は、総会前に、議案、年度事業報告、会計報告等について検討する。

第3章 正会員

- 13、本会への入会は、正会員の推薦及び所属支部の賛同、代表・副代表の承認を必要とし、推薦条件として(音大卒、又はそれに相当する経験のある方)を必要とする。（作品のご提出をお願いすることもある）
- 14、正会員は、本会の定めた年会費を納入する。（年会費の改定は総会に於ける承認を必要とする。）
- 15、本会は、年会費を2年以上滞納した正会員について、総会にて審議し、除名する事ができる。
- 16、正会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の設立趣旨に反するような行為をしたときは、総会において出席した会員の4分の3以上の議決によって除名することができる。
- 17、前項の規定により正会員を除名しようとするときは、本人が申し出た場合、除名の議決を行う総会において、その正会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 18、正会員が退会する際は、その年度の会費納入後、年度末までに書面にて事務局に提出する。

- 19、本会主催の公演は、出品者全てが連盟会員である場合に限り、行なう事ができる。
- 20、正会員が、本会名称を公的に使用する場合（後援名義等）は、事前に代表宛、内容を書面にて通知し、承認を得なければならない。

第4章 総会

- 21、本会は、年1回の定期総会（開催地は各支部巡回）及び 必要に応じて臨時総会を開催する。
ただし、総会への参加は、正会員のみとする。
- 22、総会の成立は、会員の過半数（委任状を含む）の出席を必要とする。
- 23、総会は、以下の事項を審議、検討、決議する。
 - i) 委員の選任、人事
 - ii) 活動報告 及び 事業計画案の報告
 - iii) 予算案 及び 決算報告
 - iv) 連盟の処分
 - v) その他（支部報告、検討事項の提示）
- 24、総会の決議は、会議出席者の過半数の賛成をもって行なう。
- 25、欠席者の委任状は、出席総数に関して有効とする。
- 26、総会の招集は委員会が行い、総会議長は開催地の支部長が務める。

第5章 会計

- 27、本会の運営には、会員の納める年会費、寄付金その他の収入を当てる。
- 28、会計業務は、会計担当委員が行い、委員会が統括する。
- 29、会計年度は、4月1日より 翌年 3月31日までとする。

第6章 賛助会員・特別会員

- 30、本会の主旨、活動に賛同する個人及び団体に、賛助会員として協力をお願いする。
年会費は、5,000円とし、年間の全演奏会ご招待状を担当プロデューサーより送付する。
- 31、過去に連盟に在籍していた会員のご遺族に限り、特別会員として入会することができる。
年会費は、10,000円とし、連盟主催の演奏会に故人の作品を出品することができる。

第7章 支部

- 32、支部には、支部長（1名）、会計事務（1名）、を設置する。
- 33、選出は支部内協議で決める。
- 34、任期：支部長／4年、会計事務／2年
- 35、辞任：任期途中での役員辞任は、支部内協議で決める。
- 36、会計業務は、各事業の会計と兼任しない。（会員数不足の場合はこの限りではない。）
- 37、役員は、各事業終了ごとに、会計報告などについて検討する。

第8章 規約の改廃

- 38、本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の決議に従う。

2023年7月9日 改正

代表委員：平田 聖子

事務局：楠井 淳子